

県民の皆様へ 5月8日以降も変わらないこと

1 新型コロナウイルスの特性



法律上の取扱いが変わっても、新型コロナウイルスの特性は変わりません。感染力が強く、重症化のリスクもありますので、「うつらない」「うつさない」ための対応をお願いします。

2 基本的感染対策の有効性

県が一律の感染対策を求めることはなくなり、個人や事業者が自主的に判断して感染対策を行うこととなりますが、これまで行ってきた基本的感染対策は引き続き有効です。

※ 新型インフル特措法に基づく

「感染拡大防止のための基本対策」は終了

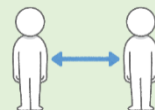
■ 場面に応じたマスクの着用

■ 手洗い等の手指衛生

■ 換気

■ 「密閉」「密集」「密接」の回避

■ 人と人との距離の確保



3 体調不良時の対応

発熱やのどの痛みなどの症状がある場合は、慌てず検査キットによる自主的な検査を行いましょう。



もし陽性になったら



■ 症状が軽い方は、自宅等で療養を開始しましょう。

■ 症状が重い方、重症化リスクの高い方(※)は、**必ず事前に連絡をしてから**かかりつけ医や身近な医療機関を受診してください。

※①65才以上の方 ②基礎疾患を有している方 ③妊娠している方



体調悪化時などの相談先

福島県新型コロナウイルス感染症相談センター
0120-567-747 (毎日24時間対応)

